

# 中小企業の経営支援と地域活性化のための取組みについて

## ● ビジネスコネクトふじのみや地域事業者支援セミナー（全4回） ●

令和2年12月、富士宮信用金庫・富士宮市・富士宮商工会議所・芝川商工会の4者は、産業振興に関する連携協定を締結しました。これにより、起業・創業・事業者相談窓口として「ビジネスコネクトふじのみや」が発足しました。

近年、カーボンニュートラルやDX、人材不足など企業が抱える課題は複雑で高度化しています。金融の枠を超え、地域事業者が抱える様々な問題に対応すべく、ビジネスコネクトふじのみやの活動の一環として、当金庫主催による地域事業者セミナーを下記のテーマにて計4回開催しました。



DATE	CONTENTS	
令和6年 11月16日(土) 10:00～12:00	信金中央金庫 サステナビリティ推進部 調査役 坂本 夏未氏	<b>中小企業におけるゼロから始める脱炭素経営</b> 政府が掲げる「2050年カーボンニュートラル」実現に向けた地域企業の認知や理解度、取組みはどの程度進んでいるでしょうか。脱炭素経営は、単にCO2排出量を「0」にすれば良いのではなく、事業活動の維持、発展を達成させなければなりません。自社の付加価値を把握し、事業活動を継続するために何から始めたらよいのか解説します。
令和6年 12月21日(土) 10:00～12:00	INPIT 静岡県知財 総合支援窓口 支援担当者 中村 宏之氏	<b>ビジネスにおける知財とは</b> INPIT（インピット）は、中小企業等が抱えるさまざまな経営課題について、自社のアイデア、技術、ブランド、デザイン等の「知的財産」の側面から解決を図る支援窓口です。経験豊富な支援担当者による「経営」と「知的財産」の課題を把握した上でアドバイスを行います。より専門的で高度な内容の相談にあっては、その道の専門家と協働して支援します。こうした制度を理解し、事業活動と知的財産権の関連性における基礎知識を学びます。
令和7年 1月18日(土) 10:00～12:00	西山工業株式会社 代表取締役 小林 公一氏	<b>波乱万丈の事業承継</b> 中小企業の事業承継は重要な経営課題です。「2代目世襲・同族承継と経営」という自らの経験を通し、どのように引き継ぎ、活動してきたのかについて赤裸々に語ります。さらに、これからの事業戦略と3代目への事業承継をいかに考えているのか、中小企業の未来を描きます。
令和7年 2月15日(土) 10:00～12:00	株式会社イワサキ経営 税理士法人イワサキ 取締役・社員税理士 山本 英志氏	<b>税理士が行う中小企業対策</b> ・マクロの視点から政府の中小企業対策と各自治体の活動を通して中小企業の運営について解説します。 ・中小企業向けの支援制度、利子補給、制度融資、税制上優遇措置などについて解説します。 ・中小企業者支援に関する問題意識とアフターコロナの事業支援についてお話しします。

## ● 地域の中小企業へのご支援について ●

私たちを取巻く厳しい経営環境のなか、当金庫は営業店とお客さま相談部顧客支援課が連携して地元お取引先企業の経営改善の取組みを積極的にご支援しています。今後も地域金融機関としてお取引先企業個々の問題解決に結びつきめ細やかな取組みを行い、地域経済の活性化に向けた事業支援活動を行ってまいります。

当金庫では、企業の経営者のみなさまとともに経営計画の作成、実行に参画し、企業の技術力や将来性、財務内容等を今まで以上に的確に把握できるよう、外部支援機関等との連携体制を構築しています。

### ～事業性評価への取組状況～

当金庫では、お客さまの強み・課題を対話の中で共有し、事業の内容や成長の可能性を適切に評価する「事業性評価」を通じた付

加価値の高い営業により、企業や産業の成長に向けた事業支援に取り組んでいます。お客さまと共有した課題解決の方法としては、売り上げ増加などの本業支援とご融資などの金融支援があります。

### 事業性評価への取組み

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業性評価を実施した先数	480	504	520

※令和7年3月までの累計実績

### 事業性評価に基づいたご融資への取組み

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業性評価に基づくご融資の件数	557	615	663
事業性評価に基づくご融資の金額 (単位:百万円)	48,191	53,579	58,829

※令和7年3月までの累計実績

## 中小企業の経営改善および地域の活性化のための取組状況

### 事業承継・M&Aに係る勉強会を実施しました

事業承継問題は、後継者不足によって引き起こされる社会的な問題です。後継者が見つからないことで、企業が廃業せざるを得ない状況に陥ることもあります。この問題は、地域経済の活性化を阻害し、雇用や技術の喪失にも繋がることから深刻な問題として注目されています。

そこで、当金庫では事業承継・M&Aへ早期に且つ積極的に取り組んでいくための基礎的な知識とノウハウを身に着け、お客さまの円滑な事業承継をサポートできるよう、令和7年1月22日から2日間にわたり、静岡県事業承継・引継ぎ支援センターによる『事業承継・M&Aに係る勉強会』を役員および営業店職員向けに開催しました。



### 「経営者保証に関するガイドライン」への取組状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」および「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	令和6年度
新規に無保証で融資した件数	824件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	31.57%
保証契約を解除した件数	16件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件

### 中小企業の経営改善への取組み

#### 取組方針について

当金庫では、地域の中小企業への経営支援について、必要な資金を安定的に供給するとともに、経営課題を十分に把握したうえで、お客さま個々の事情について柔軟に対応した経営改善支援に取り組む方針であり、コンサルティング機能を発揮し、お客さまの立場に立った真摯な対応に努めています。

#### 態勢整備について

当金庫では、お客さま相談部顧客支援課と営業店が連携して地域の中小企業への経営支援に取り組んでいます。お客さま相談部顧客支援課には営業店店長経験者を配し、営業店の活動フォローを行っているほか、外部支援機関の専門家・アドバイザーの利用に

係る窓口、静岡県中小企業活性化協議会、静岡県事業承継・引継ぎ支援センタースタッフとの定期的な意見交換・情報交換など、効果的な経営支援活動が行えるよう態勢を整備しています。

### 取組内容

#### ● 創業・新規事業開拓へのご支援

当金庫は、地域における創業や中小企業の新規事業進出のために、各種ローンをご用意しています。また、地域の商工団体と連携してお客さまの事業計画策定のご支援に取り組んでいます。

#### ● 成長段階におけるご支援

当金庫は「中小企業経営力強化支援法」に基づく認定支援機関として、各種補助金申請に関するご相談、販路拡大に関するご相談など中小企業からのさまざまなご相談に対応しています。

#### ● 経営改善・事業再生・業種転換等のご支援

経営改善・事業再生支援等の取組みに関して、当金庫は「経営支援先」を選定し重点的な経営改善支援活動を行うなど、お客さま個々の事情に対応した機動的な経営改善支援活動を行っています。具体的な支援メニューとしては、創業支援、事業計画書策定支援、経営改善活動支援、事業再生支援、外部支援機関利用支援（静岡県中小企業活性化協議会、(公財)静岡県産業振興財団による専門派遣事業等）、ビジネスマッチング支援等が挙げられます。

また、「しずおか中小企業支援ネットワーク」に参画することで、これらの活動の実効性向上に努めているほか、静岡県事業承継・引継ぎ支援センターと連携し、事業承継に関する相談を適宜行っています。

### 経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。))の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資行為として浸透・定着させていくために、以下のとおり取組みます。

1. お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法（一定の金利の上乗せ等）を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたくうえで検討いたします。
2. 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
3. 経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産および収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
4. お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
5. 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
6. お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

